平成２７年（フ）第８３４号
堺市中区八田寺町28番地　６号
債務者　真鍋　秀貴
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８３９号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番25―505号
債務者　腕野由美佳（旧姓テテー）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
熊本県菊池市西寺1425番地１　エルガーラ53Ｂ―101
債務者　三原　祐二
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月18日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２７年（フ）第４１８１号
大阪市東住吉区矢田１丁目14番２―509号
債務者　熊野賀代子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１８号
東京都西東京市保谷町３丁目９番24号ジルエット保谷102号
債務者　藤本　昌和
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７３号
東京都東久留米市下里４丁目１番２―105
債務者　清水けい子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８３４号
東京都西東京市柳沢１丁目12番８号若葉荘207号
債務者　東　　久
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２５９号
新潟市西区寺尾５番27号　長浜傳吉方
破産者　長濱　直子
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第４８３号
千葉市美浜区打瀬３丁目６番地　ミラマール３番館213号
破産者　福間　宏一
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５５９号
大阪市中央区島之内１丁目４番28号
破産者　株式会社シヤト
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８号
広島県福山市芦田町柞磨1592番１、商業登記簿上の本店所在地広島県福山市芦田町大字上有地2997番地
破産者　木村砕石有限会社
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７９号
広島県福山市芦田町柞磨1592番１、商業登記簿上の本店所在地広島県福山市芦田町大字下有地字藤戸416番地の８
破産者　株式会社ジャスティス
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４４０号
鹿児島県鹿児島市本名町1056番地３
破産者　有限会社南海タクシー
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９９５号
広島県廿日市市廿日市２丁目７番33号
破産者　有限会社タルタニ
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６号
愛媛県四国中央市中曽根町2536番地２
破産者　有限会社メッツズー
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２０号
神奈川県相模原市田名2216―４、開始決定時の住所神奈川県小田原市久野2457番地の５
破産者　橋本　五郎
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３４３５号
大阪府大東市明美の里町８番14号
破産者　建築工房クラフトＫこと　加藤　俊治
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部